



2021年8月27日

各 位

会 社 名 株式会社スカラ  
代 表 者 名 代表取締役兼社長執行役員 榑野 憲克  
(東証一部・コード4845)  
問 合 せ 先 内部統制・情報セキュリティ  
推進本部長 山田 朋宏  
(TEL 03-6418-3960)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2021年8月16日開催の取締役会において、2021年9月27日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

また、開示遅延となったことにつきまして深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、監査役会設置会社を選択しつつ、実効性の高いコーポレート・ガバナンス体制を構築してまいりましたが、将来を見据え一層のガバナンスの高度化を図ることが重要と考え、社外の客観的な視点を重視し、取締役会による高い監督・モニタリング機能を備えた指名委員会等設置会社に移行いたします。これに伴い、指名委員会、監査委員会、および報酬委員会ならびに執行役に係る規定の新設、監査役および監査役会に係る規定の削除等所要の変更を行うものであります。

なお、定款変更案のうち、執行役の責任を法令に規定する限度内に免除できる旨の規定（定款変更案第38条）については、各監査役の同意を得ております。

- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」の成立により、上場会社において、定款の定めるところにより、株主利益の確保への配慮等を踏まえて定められる一定の要件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となることに伴い、定款第11条第2項を追加するものです。

なお、本議案に基づく定款変更の効力発生は、本株主総会での決議に加え、当社が改正後の産業競争力強化法に基づき株主総会の場所の定めのない株主総会をすることに關する経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けたことを条件といたします。

2. 定款変更の内容

定款変更の具体的な内容については、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 2021年9月27日

定款変更の効力発生日（予定） 2021年9月27日

以上

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(機 関)</p> <p>第4条 当社は、<u>指名委員会等設置会社として、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>指名委員会、監査委員会、および報酬委員会</u></p> <p>(3) <u>執行役</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第10条 (条文省略)	第6条～第10条 (現行どおり)
第3章 株主総会	第3章 株主総会
<p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(招 集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年9月にこれを招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会にすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>第2条 (招集)第11条の変更は、<u>産業競争力強化法及び令和3年法務省・経済産業省令第1号で定めるところにより、当社が実施する完全電子化による株主総会が、当該法務省・経済産業省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けた日を効力発生日とする。なお、本附則は、第11条の効力発生日経過後削除されるものとする。</u></p>

<p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>予め取締役会</u>の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて、<u>予め取締役会</u>において定めた代表執行役を兼務する<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>代表執行役を兼務する取締役</u>に事故があるときは、<u>予め取締役会</u>の定める順序により他の取締役がこれに代わる。</p> <p>第13条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役および取締役会</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p>
<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>第19条 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>とき</u>までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する<u>とき</u>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p>	<p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>2. <u>取締役の半数以上は、社外取締役</u> (<u>会社法第2条第15条の社外取締役を言う。</u>)とする。</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>1年</u>以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の<u>時</u>までとする。</p> <p>2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する<u>時</u>までとする。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>予め取締役会</u>において定めた代表執行役を兼務する<u>取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p>

<p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役 <u>および監査役</u>に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役 <u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第 23 条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を定めることができる。</p> <p>第 24 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>2. <u>代表執行役を兼務する取締役</u>に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日より 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第 23 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役会長</u>を定めることができる。</p> <p>(削除)</p> <p>第 24 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</p> <p>2. 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
---	---

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、年額5億円以内とする。なお、これには使用人兼務取締役の使用人分の給与額は含まない。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第29条 （条文省略）

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、年額5億円以内とし、報酬委員会の決議により定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

2. 当会社は、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第29条 （現行どおり）

<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>(員 数)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 30 条 <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	
<p><u>(選任の方法)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 31 条 <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p>	
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(任 期)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 32 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内</u></p>	
<p><u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p>	
<p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	
<p>3. <u>補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 33 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議によって選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 34 条 <u>監査役会の招集通知は、会日の 2 日前までに各監査役に対して発す</u></p>	

<p><u>るものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>	
<p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u>  第 35 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u>  第 36 条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  第 37 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u></p>	(削除)
<p><u>(報酬等)</u>  第 38 条 <u>監査役の報酬等は、年額 1 億円以内とする。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  第 39 条 <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、社外監査役との間で、</u></p>	(削除)





(新設)	<p><u>(代表執行役および役付執行役)</u></p> <p>第 35 条 代表執行役は、取締役会の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、執行役社長 1 名を置くほか、その他の役付執行役若干名を置くことができる。</p>
(新設)	<p><u>(職務の分掌および指揮命令関係)</u></p> <p>第 36 条 執行役の職務の分掌および指揮命令関係は、取締役会の決議により定める。</p>
(新設)	<p><u>(報酬等)</u></p> <p>第 37 条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議により定める。</p>
(新設)	<p><u>(執行役の責任免除)</u></p> <p>第 38 条 当社は、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
第 6 章 会計監査人	第 7 章 会計監査人
第 40 条～第 42 条 (条文省略)	第 39 条～第 41 条 (現行どおり)
第 7 章 計算	第 8 章 計算
第 43 条～第 46 条 (条文省略)	第 42 条～第 45 条 (現行どおり)
(新設)	附則
(新設)	<p>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措置) 第 35 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の責任については、なお変更前の定款第 39 条第 1 項の規定を準用する。</p>